

2022年10月20日

各位

株式会社オウケイウェイヴ
代表取締役 杉浦元
(コード番号: 3808 名証ネクスト)
問い合わせ先 経営管理部
電話番号 03-6823-4306

株主からの提訴請求について

当社は、22年10月20日、当社の個人株主である、杉浦元氏から、当社代表取締役宛て「監査役に対する訴え提訴請求書（Raging Bull合同会社の件）」と、当社監査役宛て「取締役に対する訴え提起請求書（Raging Bull合同会社の件）」を受領いたしましたので、お知らせいたします。

代表取締役宛て「監査役に対する訴え提訴請求書（Raging Bull合同会社の件）」では、現旧監査役計3名に対して、取締役会の決定に基づき、一見して架空取引ないし詐欺的取引と疑わざるを得ない資金運用名目でのRaging Bull合同会社（以下、「RB社」という）への資金拠出を実行した結果、真実、ポンジスキームによる極めて詐欺的かつ古典的取引であったため、RB社へ預託した金銭が回収不能に陥った件について、一連の不作为が監査役としての取締役に対する監査業務（会社法381条1項）ないし、善管注意義務（会社法330条及び民法644条）に違反すること、そして、当該任務懈怠によって前記損害を被ったとして、総額34億3459万7500円の損害金およびこれに対する遅延損害金の支払いを求める責任追及の訴えを提起することが請求されております。

また、監査役宛て「取締役に対する訴え提起請求書（Raging Bull合同会社の件）」では、旧取締役3名に対しては、本件取引について、再三にわたり、一部の取締役及び監査役、会計監査人並びに社内法務部より、具体的な問題点の指摘、反対意見や忠告がなされていたにもかかわらず、これを積極的に推し進め、取締役会に上程した上、自らこれに賛成し、実行させた結果、上述の通り、回収不能に陥った件について、一連の行為は、経営判断の誤りという範疇に留まるものではなく、事情によっては業務上横領ないし特別背任罪が成立する可能性があり、少なくとも取締役としての善管注意義務（会社法330条及び民法644条）及び忠実義務（会社法355条）に違反すること、そして当該任務懈怠によって前記損害を被ったとしております。また、旧取締役1名に対しては、本件取引が取締役会に上程された際に、最低限必要となる確認を怠り、概要すら十分に把握せず、漫然と賛成したことで、本件取引を実行させるに至ったことで損害を発生させた件について、取締役としての善管注意義務（会社法330条及び民法644条）及び忠実義務（会社法355条）に違反すること、そして当該任務懈怠によって前記損害を被ったとしております。これらの理由により、旧取締役4名に対して、総額34億3459万7500円の損害金およびこれに対する遅延損害金の支払いを求める責任追及の訴えを提起することが請求されております。

当社より、本提訴請求を行った個人株主の立場で、当社代表取締役である杉浦元氏へ、その理由を問い合わせたところ、「本件は、旧取締役は、事情によっては業務上横領や特別背任罪に問われる可能性もあり、善管注意義務、忠実義務に違反している程度が著しい。それは同時に、監査役の監督

義務違反の程度も大きくなることとなり、責任追及するに当たって、現取締役ともコンフリクトが起きる可能性が高いことから、株主、杉浦個人として責任を追及する方がよいと考えたためである」との回答を得ております。

当社は、上記の提訴請求書の内容について対応を検討いたします。

今後、責任追及の訴えを提起するか否かにつき決定したときは、速やかにお知らせいたします。

以 上